

国際シンポジウム報告要旨（平成23年2月2日）
「地球温暖化と農業とのかかわり—農業分野における温室効果ガス排出量取引に関する課題と展望—」

冒頭の筒井副大臣の挨拶に続き、京都大学植田教授からは「低炭素社会と排出量取引制度」とのタイトルで日本の排出量取引制度が環境政策にどのように位置づけられるのか、また、日本の排出量取引制度をどのように設計すべきなのかについて説明がなされました。続いて、海外の事例として、ニュージーランド環境省のブラッドショウ氏が講演し、ニュージーランドで現在進められている農業分野における排出量取引制度について説明されました。この中でブラッドショウ氏は、ニュージーランドのこれまでの経験から得られた知見として、排出量取引の制度設計には時間をかけ段階的に制度を構築し、専門家による科学的知見による検証を行うことが重要と主張されました。次に、オランダ経済・農業・技術革新省のモウリッツ氏からオランダの園芸農業における温室効果ガス削減対策としてCO₂プログラムの紹介がありました。モウリッツ氏はCO₂プログラムの実施により小規模のエネルギー集約型企業に適した費用対効果の高いCO₂削減策となると指摘されました。そして、韓国農村経済研究院のキム氏からは、韓国におけるグリーン成長プログラムと農業分野における排出量取引制度の検討状況について報告がありました。講演の中でキム氏は、今後の韓国における排出量取引制度の設計においては、制度の導入が農家の新たな収入源となることが重要であるとの見方を示されました。

さらに、日本の事例と研究分析の紹介として、澤内研究員からは、日本の国内クレジット制度の紹介があり、その後自身の研究成果として、リスクを考慮した場合に農家の国内クレジット参加行動がクレジット価格などの投資条件によりどのように変化するかを分析した結果が紹介されました。最後に、学習院女子大学荘林教授からは農業と地球温暖化問題、そして、排出量取引制度の関係について説明がありました。荘林教授は、農業の特殊性を考慮すると、農業分野での温暖化緩和策の確実な実施のためには、環境直接支払もしくは排出量取引によるオフセット化が有効であるとし、農業分野における排

出量取引制度の導入の論点と政治的意味合いを指摘されました。

後半のパネルディスカッションでは、排出量取引制度の導入に際しての困難性およびその克服法を議論しました。ニュージーランドでは、農業に関しては2015年の導入が早すぎるという見方があり、現在各国で排出量取引制度が見直されている中、実際にうまく機能するのかが懸念されています。一方で、ニュージーランドの温室効果ガスの50%は農業から発生しており、農業分野で温室効果ガスの削減をやらざるを得ず、現在は農業セクターに緩和措置の導入を検討中との説明がなされました。またモウリッツ氏からは、オランダでは温室効果ガスへの依存からの脱却のため、主に温室栽培セクターで排出量取引やCO₂キャップ制の導入が検討されており、任意のキャップを導入することは既に合意されていると説明がありました。さらにキム氏からは、農業が温室効果ガス排出源であり同時に吸収源でもあるため、この両側面を踏まえた排出量取引制度を設計し、農業者の収入源にすることが重要との指摘がありました。日本の排出量取引制度の設計について澤内研究員は、自身の分析を踏まえると今の国内クレジットの方法でも価格の付け方によっては小規模な農家にとって削減メリットが出るので、現行の国内クレジット制度を拡張していくのも一つの方法であるとし、アジア農業特有の温室効果ガス排出源である水田からのメタン排出については、削減効果のモニタリングの難しさが障壁になっている点が指摘されました。

最後にフロアから、森林部門の取り扱いや、農地への風力・太陽光発電の導入の見通しなどがパネラーに質問されました。森林部門への排出量取引導入に関してニュージーランドからは、かつて森林だった場所を開拓して農地にし、さらにそれをまた森林に戻すことでカーボンクレジットを付与することには問題があるとの認識が示されました。また、ニュージーランドの状況として、風力・太陽光発電の導入は小規模農家では対応できないこと、電力会社が電力買い取りを想定していないことなど、普及には多くの課題があると回答されました。

（文責：林 岳、田中 淳志）